

## 道路法24条申請 書類記入注意事項

項目	内 容	備 考
申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市道名</li> <li>◇ 工事内容</li> <li>◇ 延長・面積</li> <li>◇ 工期</li> <li>◇ 帰属承諾書</li> <li>◇ 損害賠償</li> <li>◇ 委任状</li> <li>◇ 写真に赤色で着色(3方向程度)</li> </ul>	
歩道切下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 切下げ延長は4mを標準とする。(住宅の場合)                不特定多数の車両が出入り ⇒ 配置図(土地利用がわかるもの)を添付の上、6mまで                大型車両が出入り(6mでは対応できないもの) ⇒ 配置図、軌跡図添付の上、8mまで                上記以外の場合は事前協議の上、決定すること。</li> <li>◇ 平面図・立面図・断面図 の3種類</li> <li>◇ 2次製品の使用 ⇒ ブロックの種類・幅・高さ・LU側溝</li> <li>◇ 現場打ちの場合は縁石の高さ、太さ、L型の厚みを検討する。(特に大型車両について)</li> <li>◇ 舗装への影響はあるか ⇒ 舗装復旧範囲指定(最低50cm)</li> <li>◇ 乗入部に柵が無いか ⇒ 有れば車が載っても大丈夫かチェック               <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路蓋交換指示(グレーチング T-25)</li> <li>・水路壁補強指示</li> </ul> </li> <li>◇ 歩道の舗装構成 ⇒ 密粒度AS 5cm、粒調碎石15cm(既設が開粒度ASの場合は開粒度ASで復旧)</li> <li>◇ 歩道の勾配               <ul style="list-style-type: none"> <li>・水平部有り ⇒ 横断方向 15%以下</li> <li>・水平部無し ⇒ 横断方向 8%以下</li> </ul> </li> <li>◇ 縦断勾配 ⇒ 2%以下、最大8%</li> <li>◇ 反射鋲貼付け 2カ所</li> <li>◇ 植樹は移設を原則とする。</li> </ul>	
縁石切下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ テーパー付きブロック(高さ 5cm)が標準(他の部材使用については協議)</li> <li>◇ ブロックの始終点は斜の部材を使用し、段差が生じないこと</li> </ul>	
側溝蓋掛	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ グレーチングかコンクリート床版か</li> <li>◇ 既製品のコンクリート蓋は認めない。</li> <li>◇ 車両進入の場合は橋台補強(壁厚によって)</li> <li>◇ コンクリート床版 ⇒ T-25(一等橋)構造計算書添付</li> <li>◇ グレーチング ⇒ 5m内に1カ所を基本とする。(T-25 ボルト固定式) ※ 水利組合と協議要</li> <li>◇ 必要に応じてデリニエーターを設置</li> </ul>	
水路蓋掛	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 床版の構造 ⇒ 一等橋に準じる。(厚み・配筋) ※ 構造計算書添付の事</li> <li>◇ 配筋図のチェック(上下・断面)</li> <li>◇ グレーチングは T-25 ボルト固定とする。</li> <li>◇ 一方は固定支持、他方は自由支持</li> <li>◇ 市所有水路 ⇒ 所管課の許可書(水利組合が関係する場合はその同意書)</li> <li>◇ その他の事項については、その都度協議</li> </ul>	
法面使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 官民境界を明示</li> <li>◇ 路面排水が溜まらない様に計画</li> <li>◇ 水路を新設する場合は、放流先・接続方法を図面に明示(放流先の同意書)</li> <li>◇ 必要に応じて、ガードレール・デリニエーターの設置</li> <li>◇ 中心後退部があり、官民境界と間が空く場合はその部分の利用方法を図面に明示</li> </ul>	